

パブリック・コメントに寄せられたご意見と本市の考えについて

1 条例に対するご意見について

【助産施設】

意見なし

【母子生活支援施設】

意見なし

【保育所】（143件）

※用語説明

○省 令 : 「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）」をいう。

○保育指針 : 「保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）」をいう。

対象項目	市民の皆さまのご意見	意見の件数	ご意見に対する本市の考え
基準全般	現状維持がよい。	33	骨子案は、省令による基準を一部引き上げるものであり、緩和するものではありません。今後の保育については、現状維持あるいは向上するものと考えます。
	全ての基準において、国よりも良質な基準を定められるように努力してほしい。	1	
	少子化等日本がどうなっていくのかまで考えているか疑問。この案で幼い子どもを安心して託せる保育園になるのか。	1	
非常災害に備えた設備及び避難等の訓練	非常災害の避難誘導等、連絡方法などをマニュアル化し、特に連絡方法については、各園だけでなく市で統一化して欲しい。	1	非常災害の避難誘導や連絡方法などにつきましては、市で統一し情報を集約するよりは、各保育園ごとの対応としたほうが、スピーディに対応されるものと考えます。各保育園でのマニュアル化は必要であると考えます。
	緊急時に職員と子ども達が安全に避難できるよう、十分な職員を配置し、子どもを詰め込みすぎないで下さい。	1	職員の配置や子どもの数については基準を守り、緊急時に職員と子ども達が安全に避難できるよう、日ごろからの訓練を行ってまいります。
	非常災害に対する具体的計画及び訓練は努力義務ではなく必須にした方がよい。	1	非常災害に対する訓練は毎月1回以上の実施が義務付けられているところであり、具体的計画の策定についても指導監査などにより徹底してまいります。
児童福祉施設における職員の一般要件	「健全な心身を有し」という基準を守れるよう、正規職員の負担軽減のため、非常勤保育士の割合を減らすよう努力してほしい。	1	職員の雇用形態については、多様化する保育需要や保育士の多様な勤務形態に対し、短時間保育士の導入など柔軟に対応できるようにするため、常勤職員に限定する規定とはしておりません。
児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等	職員が心おきなく研修に出られるような体制をつくってほしい。	1	職員を研修に出す場合の体制や具体的な研修の内容等については各保育園の方針によるべきものと考えますが、実施された職員研修については、指導監査等において、書面にて確認する事項となっております。
	船橋市にある全ての保育園がレベルアップして同等の保育が受けられるように公私間の研修や見学を実施すべきである。	1	
	職員研修については、実現されたかを監査等で確認するとよい。	1	
衛生管理等	布団の滅菌・乾燥作業を行っていて、特段の病気（毛じらみ等）も発生しておらず、感謝しているので、継続してほしい。	1	骨子案は省令と同様に規定しており、感染症等が発生し、まん延しないような措置を講じなければならないものとしております。
食事	給食を園内で作ってほしい。	7	食事についての骨子案の基準は、省令と同様に規定しておりますので、園内調理を原則とし、健全な発達に必要な栄養量、食品の種類及び調理方法などを考慮したものでなければならぬものとしております。
	給食の外部委託はしないでほしい。	1	
	毎日バランスの取れた給食を与えて頂き感謝している。	2	
	食物アレルギーのある子への配慮をしてほしい。	3	
	給食・おやつはすべて手作りにしてほしい。	2	
	給食食材の放射性物質検査を続けてほしい。	1	
給食に使用する食品の産地は、国産にこだわりすぎず、コストも考えて選んでほしい。	1		

対象項目	市民の皆さまのご意見	意見の件数	ご意見に対する本市の考え
児童福祉施設 内部の規程	入所する者の援助に関する事項について、具体例をあげてほしい。	1	保育所においては、保育の目標や内容、開設時間、延長保育や一時保育など事業の実施の有無、児童福祉施設の設備運営基準に適合するための具体的方策などを「施設の運営方針」として規程を設けなければいけないものとしております。
設備の基準	給食室を園内に設置してほしい。	17	調理室（給食室）は、保育所において設置が義務付けられている設備です。
	保育スペースを狭くせず、現状維持してほしい。	17	骨子案の設備面積基準は、子どもの安全に配慮し、良質な保育環境を確保するため、省令を上回った規定となっており、0・1歳児は4.95㎡、2歳以上児については3.0㎡としたところです。
	設備面積基準については、国よりも定めが大幅に厳しいため、船橋市独自の基準は廃止すべきである。国として子どもの安全が確保されると判断されているのであれば、国に準ずるべきである。	1	しかしながら、待機児童が生じている間の設備面積基準は、0・1歳児については3.3㎡、2歳以上児については1.98㎡、としたものです。
	基準を満たしていたとしても、園児が揃っているときには部屋の広さが物足りない。	2	
	園庭は敷地内に設置してほしい。	4	園庭は設置を義務付けられている設備であり、敷地内又は隣接地にあることが望ましいと考えますが、保育所を整備する地域によっては、十分な敷地の確保が物理的に困難な場合がありますので、省令と同様に付近に代わる場所がある場合はよいとしました。
設備基準の特例	給食の外部搬入には反対である。	5	給食の外部搬入は、満3歳以上の幼児に対して食事を提供する場合に一定の要件を満たした場合に限り例外的に認められるものです。
職員	保育士・看護師・栄養士の配置を減らさないでほしい。	20	看護師・栄養士の配置は望ましいことと考えますが、全ての保育所に配置されていない現状を鑑みるに、基準による義務付けは困難であると考えます。
	保育士の数を市独自で上乗せしてほしい。	12	看護師の配置や保育士の加配については、市独自の補助を行っていることから、今後、市の財政状況を見据えながら、事業を進めてまいります。
	子どもを保育する際「短時間利用」と「長時間利用」の職員配置基準を変えるのはおかしい。35：1はあり得ないので、20～25：1にするべきである。	1	「短時間利用」と「長時間利用」の規定については、認定こども園である保育所において、基準上守らなければならない職員配置の規定としています。現実のクラス運営においては、職員の勤務形態やクラス編成等により支障が生じないような工夫がなされるものであると考えます。
保育の内容	親は安心して子どもを預けて働け、子どもはのびのびと良質な保育を受けられ、保育士がやりがいを持ち能力を生かして仕事に取り組めるような質の良い保育をしてほしい。	1	保育の内容については、保育指針に基づいて実施するよう規定をしております。
	幼児には教育的要素も取り入れてほしい（幼稚園のように文字・英語・音楽を）	1	保育指針においては、保育の目標として「養護」に関わる目標と「教育」に関わる目標を掲げています。「教育」に関わる目標は、学校教育法に規定されている幼稚園の目標と共通で、「健康」・「人間関係」・「環境」・「言葉」・「表現」の5領域からなっています。
その他	延長保育について一切記入されていない。	1	基準は、全ての保育所において必ず守るべき事項について定めるものですので、延長保育については各保育所の運営方針のなかで定める事項であると考えます。

## 2 その他のご意見について（92件）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準とは関するご意見ではありませんが、複数のご意見が寄せられたものについて回答いたします。

市民の皆さまのご意見	意見の件数	ご意見に対する本市の考え
船橋市立小室保育園の現状維持を要望する。	26	公立保育園の民営化については、子ども・子育て支援新制度の具体的内容を踏まえた検討が必要であると考えます。
公立保育園の民営化に反対する。	9	
良質な保育環境を維持してほしい。	18	今後も、基準に従い運営されるよう、指導監督してまいります。
現在入所している保育園に感謝している。	6	
子ども・子育て新システムに反対である。	2	法の理念に基づき、全ての子どもが健やかに成長するよう今後も保育行政を行ってまいります。
無認可（認証）の保育所と認可保育園との格差をなくしてほしい。	2	どちらの保育所においても良質な保育が実施されるよう、指導監督してまいります。

その他のご意見が29件ありました。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達支援児の受け入れをなくさないでほしい。</li> <li>・病後児保育の充実を図ってほしい。</li> <li>・駐車場の管理を徹底してほしい。</li> <li>・老朽化してきたので建替えをしてほしい。</li> <li>・不審者対策でオートロックにしてほしい。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
--